

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進について基本理念を定め、市の責務並びに市民、歯科医師等、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、条例に規定する内容を総括的に示すとともに、条例の目的を明らかにするものである。

【解 説】

- 1 この条例は、市民の歯及び口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、関係者の役割や市の施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりを推進することを目指すためのものであって、市民に対して義務を課し又は罰則を設けることを内容とするものではない。
- 2 「歯及び口腔の健康づくり」とは、う蝕（むし歯）や歯周疾患などにより、咀嚼や嚥下などの摂食機能や、発声や感情の表出などの機能が損なわれないようにするため、歯及び口腔の健康状態を良好に保っていくための取組をいう。
- 3 「市の責務並びに市民、歯科医師等、教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割」において、市については、歯及び口腔の健康づくりに関する取組について中心的な存在になることから「責務」としている。その他については、日常生活やそれぞれの業務の範囲内で、主体的に歯及び口腔の健康づくりを進めていただきながら、市の取組に参加または協力していただくため「役割」としている。
- 4 「市の施策の基本的な事項」としては、本条例第7条（基本的施策）、第8条（歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画）及び第9条（財政上の措置）がある。
- 5 「歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進」とは、歯及び口腔の健康づくりの取組を、市の各執行機関で個別に実施するのではなく、相互に連携協力するほか、教育関係者、保健医療福祉関係者などとも連携協力した上で、将来的な目標を定めて着実に推進することをいう。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔の状態に応じて、適切かつ効果的に取組を進めることが子どもの健やかな成長、歯及び口腔の疾患の早期発見及び早期治療、生活習慣病の予防、介護予防等市民の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、市民の日常生活における自主的な取組を促すとともに、保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、推進されなければならない。

【趣 旨】

歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本理念を定めたものである。

歯及び口腔の健康づくりは、各個人が主体的に取り組むことが前提であるため、まずは個人の健康づくりの取組を促していくことを示している。さらに、個人での健康づくりの取組に加えて、関連施策との有機的な連携と、関係者の協力を得ながら推進しなければならないこととしている。

【解 説】

- 1 「歯及び口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔の状態に応じて、適切かつ効果的に取組を進めることが子どもの健やかな成長、歯及び口腔の疾患の早期発見及び早期治療、生活習慣病の予防、介護予防等市民の健康の保持増進に重要な役割を果たす」とは、歯科疾患の予防や口腔機能の獲得、維持向上のための取組は、成長段階や生活環境の変化に合わせて実施されることで、より大きな効果が期待できることから、適時に適切な口腔ケアを行うことで、歯及び口腔の健康が保たれ、ひいては心身の健康増進にもつながるとの認識を示したものである。
- 2 「保健、医療、福祉、教育、食育その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、推進されなければならない」とは、歯及び口腔の健康づくりを各ライフステージに連続した取組とするためには、個人の自主性が大変重要になることから、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携して個人の取組を総合的に支援していくことが求められ、また、各分野の連携促進により、効果的で質の高い取組みにつながることを示したものである。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

【趣 旨】

本条は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するにあたり、市が負う責務を規定したものである。

【解 説】

- 1 「基本理念にのっとり」とは、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの取組において、第2条に定める基本理念を常に念頭に置くことをいう。
- 2 「歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する」とは、歯及び口腔の健康づくりに関する施策は、保健、医療、福祉、教育、食育など多様な分野と関連するため、市は、事業を総合的に評価したうえで、計画的に実行することをいう。

（市民の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加すること等により、生涯にわたって、自らの歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりに関して、市民に求められる役割について規定したものである。

【解 説】

- 1 歯及び口腔の健康づくりの取組を推進するうえで、市民の自主的な参画が重要になるため、市民の自主的な取組を求めるものである。
- 2 「歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め」とは、市民は、歯及び口腔の健康が、う蝕（むし歯）や歯周疾患などの予防にとどまらず、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病にも重大な影響を及ぼすこと、また、歯の喪失等により食事や会話が困難になるなど、生活の質（QOL:Quality of life）の低下につながることを正しく理解する必要があることを示したものである。

- 3 「市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加すること等により」とは、市民は、日常生活における歯みがきを始めとする口腔ケアの取組に努めるとともに、市が実施する歯科健診の受診や、講演会への参加、保健師等による健康相談などを積極的に活用することをいう。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるとともに、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりに関して歯科医師等に求められる役割について規定したものである。

【解 説】

- 1 「歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者」とは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、例えば、厚生労働大臣免許又は都道府県知事免許を有する医療関係者であって、歯科医師と連携協力して歯科医療又は保健指導を行う看護師等が考えられる。
- 2 「歯科保健指導」とは、歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者が、個々の相談者の状況に応じて、専門的な立場からの有効な情報提供などを通じ、健康に関する指導又は相談若しくは助言を行うことをいう。

(教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割)

第6条 教育関係者等（食育基本法（平成17年法律第63号）第11条第1項に規定する教育関係者等をいう。）及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員の歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりに関して教育関係者等、医療保険者及び事業者に求められる役割について規定したものである。

【解 説】

- 1 「教育関係者等」としては、学校等において児童生徒の歯及び口腔の健康にかかわる指導を行う者、介護事業者、施設等で利用者等の口腔ケアを実施する者、医療機関等で口腔ケアの指導をし、又は実施する者（ただし、歯科医師等を除く。）、大和市健康普及員、大和市食生活改善推進員などが考えられる。
- 2 事業者は、従業員の健康管理の一環として、歯及び口腔の健康づくりに、より積極的な役割を果たすよう努めることを規定するものである。

(基本的施策)

第7条 市は、基本理念に基づき、市民、歯及び口腔の健康づくりに取り組む団体その他の関係者と連携して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施に関すること。
- (3) 歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (4) 口腔がん対策に関すること。
- (5) 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成に関すること。
- (6) その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策に関すること。

【趣 旨】

本条は、本市が、歯及び口腔の健康づくりを推進していく上での基本的な施策について規定するものである。

【解 説】

- 1 「歯及び口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供に関すること」とは、市民の自主的な取組が適切かつ有効なものとなるように、歯科口腔保健や医療に関する情報収集に努め、各ライフステージに適した情報提供を行うことをいう。
- 2 「歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のための歯科健康診査の実施に関すること」とは、歯及び口腔の疾患の予防及び早期発見のためには、定期的な歯科健康診査の受診が効果的であることから、市として歯科健康診査事業を実施し、受診機会を提供することをいう。
- 3 「歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に係る歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること」とは、自分自身による口腔ケアや検診、歯科医療機関の受診が困難な方に対して、適切な口腔ケアの実施や、必要な歯科医療の提供がなされるよう支援を行うことをいう。
- 4 「口腔がん対策に関すること」とは、口腔がんに関する正しい知識の普及啓発や、口腔がん検診の受診機会の提供など、口腔がんの予防及び早期発見に資する事業をいう。
- 5 「歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成に関すること」とは、市民の自主的な取組を支援する保健師、歯科衛生士、管理栄養士などの資質の向上や、ボランティアの育成を図ることをいう。
- 6 「その他歯及び口腔の健康づくりに関し必要な施策に関すること」とは、第1号から第5号までの施策以外で、歯及び口腔の健康づくりを推進するための取組をいう。

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画)

第8条 市長は、前条に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりの取組が、体系づけられた実効性あるものとして推進されていくための実施計画の策定を市長に義務づけることを規定するものである。

【解 説】

1 「歯及び口腔の健康づくりに関する目標及び施策の方向」とは、第7条に定める各施策について、その施策を実施することにより達成すべき目標を示し、取組の成果を図るための具体的な評価指標を設定することをいう。

2 「歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」とは、計画期間や評価・進行管理の実施に関する事項などをいう。

3 市長は、推進計画を策定又は変更したときは、遅滞なく広報誌、ホームページなどによりその内容を公表し、広く市民に周知を図らなければならないものである。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、歯及び口腔の健康づくりを推進する責務を負う市に対して、各取組の実効性を確保できるように財源措置を求めるものである。

【解 説】

1 「必要な財政上の措置」とは、歯及び口腔の健康づくりに関する各取組を実施するための財源（予算）のことをいう。市は、他の施策との関係や財政状況などを総合的に勘案しながら、歯及び口腔の健康づくりに関する予算が、適正なものとなるよう努める必要がある。